

地方自治体における情報システム（生活保護）の 標準仕様書改定に向けた調査研究等一式

第3回未来の業務のあり方WT（2024年11月1日）
議論を進めるにあたっての被保護者・業務イメージ（参考資料）



Build Beyond As One.

1. 議論における被保護者像の前提イメージ

- 効率化・改善された生活保護業務を議論するにあたり、被保護者像や業務内容について共通したイメージを持ちたいと考え、以下の代表的と思われる3類型を設定しました。議論の際に、必要に応じてご参照ください。

被保護者像 類型（事務局想定の例示）

	1 就労することができ、 経済的自立が完遂できる （生活保護から抜ける）人	2 生活保護を活用しながら 自分の能力の活用も出来る／目指せる人	3 生活保護に完全に頼らないと 生活出来ない人/手厚い支援が必要な人																		
自立の程度	<table border="1"> <tr> <td>経済的自立</td> <td>社会生活自立</td> <td>日常生活自立</td> </tr> <tr> <td>一定程度の収入を得ている</td> <td>社会的な繋がりをもち、地域社会の一員となっている</td> <td>自分の健康・生活管理が出来る</td> </tr> </table>	経済的自立	社会生活自立	日常生活自立	一定程度の収入を得ている	社会的な繋がりをもち、地域社会の一員となっている	自分の健康・生活管理が出来る	<table border="1"> <tr> <td>経済的自立</td> <td>社会生活自立</td> <td>日常生活自立</td> </tr> <tr> <td>収入を得る可能性がない</td> <td>ある程度社会的なつながりを維持している</td> <td>通院出来ないが、日常の家事は出来ている</td> </tr> </table>	経済的自立	社会生活自立	日常生活自立	収入を得る可能性がない	ある程度社会的なつながりを維持している	通院出来ないが、日常の家事は出来ている	<table border="1"> <tr> <td>経済的自立</td> <td>社会生活自立</td> <td>日常生活自立</td> </tr> <tr> <td>収入を得る可能性がない</td> <td>社会的なつながりが無く、孤立している</td> <td>通院が出来ず、日常の家事が自立出来ていない</td> </tr> </table>	経済的自立	社会生活自立	日常生活自立	収入を得る可能性がない	社会的なつながりが無く、孤立している	通院が出来ず、日常の家事が自立出来ていない
経済的自立	社会生活自立	日常生活自立																			
一定程度の収入を得ている	社会的な繋がりをもち、地域社会の一員となっている	自分の健康・生活管理が出来る																			
経済的自立	社会生活自立	日常生活自立																			
収入を得る可能性がない	ある程度社会的なつながりを維持している	通院出来ないが、日常の家事は出来ている																			
経済的自立	社会生活自立	日常生活自立																			
収入を得る可能性がない	社会的なつながりが無く、孤立している	通院が出来ず、日常の家事が自立出来ていない																			
世帯類型	その他世帯	母子世帯	高齢者世帯																		
世帯構成	単身世帯	複数世帯（主と子）	単身世帯																		
年齢層	30代前半から40代前半	主：30代 子：小学生	60代後半から80代																		
障害有無・程度	特に障害なし	主：うつ病 子：知的障害・発達障害	特に障害なし																		
世帯の状態	<ul style="list-style-type: none"> 半年前まで就労していたが、職場での人間関係に悩んで退職し、現在は求職活動中 定期的に福祉事務所に求職活動の報告に来所するが、成果が出ていない状態 	<ul style="list-style-type: none"> 主はうつ病により精神科に通院していたが、今は出来ていない 子は市内の小学校に通学しているが、訪問時には不在のことが多く、養育状況は不明 	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった配偶者の遺産で生活していたが、貯金が無く、年金も受給していないため生活保護を受給している 認知症の症状が出ており、掃除や入浴、食事の用意が自分で出来ていない状態である 																		

2. ケースワーカーの業務内容（類型①）

- 類型①について、ケースワーカーが行っている業務の一例をお示します。

1 就労することができ、
経済的自立が完遂できる
(生活保護から抜ける) 人

経済的自立 一定程度の収入 を得ている	社会生活自立 社会的な繋がり を持ち、地域社 会の一員となっ ている	日常生活自立 自分の健康・生 活管理が出来て いる	世帯類型 その他世帯	世帯構成 単身世帯	年齢層 30代前半 から40代前半	障害有無・程度 特に障害なし
---------------------------	--	------------------------------------	---------------	--------------	-------------------------	-------------------

世帯の状態（現状）

- 半年前まで就労していたが、職場での人間関係に悩んで退職し、現在は求職活動中（それ以前も仕事に就くも、短期間での離職を繰り返している）
- 定期的に福祉事務所に求職活動の報告に来所するが、成果が出ていない状態
- 過去のケースワーカーと収入申告書においてトラブルがあり、福祉事務所を信用していない傾向がある

世帯に対してCWが行う業務

- 生活保護受給者等就労自立促進事業に基づく支援を実施し、就労支援員と協同して、就職先の紹介や面接等の進捗を被保護者に毎週確認し、相談に応じていく
- 必要に応じて、被保護者就労準備支援事業、就労準備支援事業に参加するように声掛けを行う
- 就職後は収入申告書の提出時以外に毎月訪問も行い、就労継続と収入増の実現に向けて声掛けや、相談に応じていく

世帯の状態（ゴール）

- 短期間で離職しないように、就労が継続出来る状態とする
- 低収入でも就労を継続し、ゆくゆくは収入増を実現し、保護廃止を目指す

2. ケースワーカーの業務内容（類型②）

■ 類型②について、ケースワーカーが行っている業務の一例をお示します。

2 生活保護を活用しながら 自分の能力の活用も 出来る／目指せる人	経済的自立	社会生活自立	日常生活自立	世帯類型	世帯構成	年齢層	障害有無・程度
	収入を得る可能性がない	ある程度社会的なつながりを維持している	通院出来ないが、日常の家事は出来ている	母子世帯	複数世帯（主と子）	主：30代 子：小学生	主：うつ病 子：知的障害・軽度の発達障害

世帯の状態（現状）

- 【主】
- うつ病により、精神科に通院していたが、主自ら服薬管理が出来ない傾向にあり定期的な通院が出来ていない。
 - 過去に精神保健手帳2級を取得していたが、有効期限切れとなっている。
- 【子】
- 知的障害と発達障害を有しており、市内の小学校に通っているが、不登校気味である。（療育手帳は未取得）
 - 訪問時には不在のことが多く、養育状況は不明である。

世帯に対してCWが行う業務

- 【主】
- 定期的に通院に付き添い、病状回復を支援する（必要に応じて、通院計画を作成し、通院状況を管理する）
 - 精神保健手帳と自立支援医療受給者証の取得手続きを行い、訪問看護等による服薬管理支援を受ける体制を整える
- 【子】
- 児童相談所等に連携して子どもの養育環境を整え、療育手帳の取得、特別支援級に通うために必要な手続きを行う

世帯の状態（ゴール）

- 【主】
- 服薬管理が出来る状態を作り上げ、病状の安定を目指し、ゆくゆくは病状回復を実現する
- 【子】
- 安定した養育状況のもと学校教育（特別支援級への通級含む）を受けている状態を実現する

2. ケースワーカーの業務内容（類型③）

■ 類型③について、ケースワーカーが行っている業務の一例をお示します。

3 生活保護に完全に頼らないと生活出来ない人 / 手厚い支援が必要な人	経済的自立	社会生活自立	日常生活自立	世帯類型	世帯構成	年齢層	障害有無・程度
	収入を得る可能性がない	社会的なつながりが無く、孤立している	通院が出来ず、日常の家事が自立出来ていない	高齢者世帯	単身世帯	60代後半から80代	特に障害なし

